

2025 年 4 月 10 日
横浜信用金庫

米国の関税措置に伴う相談窓口の設置について

当金庫は、米国における関税措置の影響を受けている、または影響を受ける恐れがあるお客さまに対し、資金繰り等に関するご相談にお応えするため、「特別相談窓口」を設置いたします。

記

1. 特別相談窓口

(1) 受付期間

2025 年 4 月 10 日から当面の間

(2) 受付時間

平日 午前 9 時から午後 3 時

(3) 窓口設置店舗

全営業店

※お取引いただいている[営業店](#)のまちの活力創造課にご相談ください。

2. 電話相談窓口

全営業店

※お取引いただいている[営業店](#)にご相談ください。

以上



横浜信用金庫